

令和元年

綾瀬市議会 6月定例会議案

綾 瀬 市

目 次

番 号	題 名	ページ
-----	-----	-----

議 案

25	綾瀬市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	1
26	綾瀬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	3
27	綾瀬市火災予防条例の一部を改正する条例	4
28	工事に関する基本協定の締結について（東名高速道路と交差する綾瀬市道10号線寺尾橋及び綾瀬市道288号線釜田橋橋りょう修繕工事）	5
29	工事委託に関する協定の締結について（令和元年度綾瀬市公共下水道根幹的施設の建設工事）	6
30	市道路線の廃止について（R800）	7
31	市道路線の廃止について（R801）	8
32	市道路線の廃止について（R806）	9
33	市道路線の廃止について（R807）	10
34	市道路線の廃止について（R810）	11
35	市道路線の認定について（R810-1）	12
36	市道路線の認定について（R1648-1）	13
37	市道路線の認定について（R1649-1）	14
38	令和元年度綾瀬市一般会計補正予算（第1号）	別 冊

報 告

1	平成30年度綾瀬市一般会計繰越明許費繰越計算書について	15
2	平成30年度綾瀬市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について	17
3	平成30年度綾瀬市一般会計継続費繰越計算書について	19
4	平成30年度綾瀬市一般会計事故繰越し繰越計算書について	21

綾瀬市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

綾瀬市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 4 9 年綾瀬町条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条を次のように改める。

（保証人及び利率）

第 1 4 条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 法第 1 0 条第 4 項の条例で定める率は、保証人を立てる場合は年零パーセントとし、保証人を立てない場合は年 1 パーセントとする。

3 第 1 項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第 9 条の違約金を包含するものとする。

第 1 5 条第 1 項中「年賦償還」の次に「、半年賦償還又は月賦償還」を加え、同条第 3 項中「、保証人」を削り、「第 1 2 条」を「第 1 1 条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の綾瀬市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、平成 3 1 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の綾瀬市災害弔慰金の支給等に関する条例第 1 4 条及び第 1 5 条第 3 項の規定は、平成 3 1 年 4 月 1 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

令和元年 6 月 3 日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の改正に伴い、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

綾瀬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

綾瀬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年綾瀬市条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 3 項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 9 第 1 項の指定都市の長」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年 6 月 3 日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

（提案理由）

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年厚生労働省令第 6 3 号）の改正に伴い、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

綾瀬市火災予防条例の一部を改正する条例

綾瀬市火災予防条例（昭和 37 年綾瀬町条例第 9 号）の一部を次のように改正する。
第 29 条の 5 第 1 号中「作動時間が 60 秒以内」を「種別が 1 種」に改め、同条中
第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

- (6) 第 29 条の 3 第 1 項各号又は前条第 1 項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設
用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有す
る消防の用に供する設備等に関する省令（平成 20 年総務省令第 156 号）第 3
条第 2 項及び第 3 項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例に
より設置したとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年 6 月 3 日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

（提案理由）

住宅用防災機器の設置の免除に関する事項及びその他関係規定について所要の改正
をいたしたく提案するものであります。

工事に関する基本協定の締結について

東名高速道路と交差する綾瀬市道 10 号線寺尾橋及び綾瀬市道 288 号線釜田橋橋りょう修繕工事に関する基本協定を次のとおり締結します。

1 協定の相手方

東京都港区虎ノ門四丁目 3 番 1 号

中日本高速道路株式会社

東京支社長 中 井 俊 雄

2 事業の施行者

中日本高速道路株式会社

3 事業に係る概算総額

199,332,100 円

4 事業箇所

綾瀬市寺尾本町一丁目 182 番 76 地先及び寺尾南二丁目 191 番 2 地先

令和元年 6 月 3 日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

東名高速道路と交差する綾瀬市道 10 号線寺尾橋及び綾瀬市道 288 号線釜田橋橋りょう修繕工事に関する基本協定を締結したいので、綾瀬市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により提案するものであります。

工事委託に関する協定の締結について

令和元年度綾瀬市公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定を次のとおり締結します。

- 1 契約の相手方 日本下水道事業団
東京都文京区湯島二丁目 3 1 番 2 7 号
理事長 辻 原 俊 博
- 2 契 約 金 額 1 8 0 , 0 0 0 , 0 0 0 円
- 3 契 約 の 方 法 随意契約（地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による。）
- 4 履 行 場 所 綾瀬市深谷南 5 丁目 1 3 番 1 号地内
令和元年 6 月 3 日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

（提案理由）

令和元年度綾瀬市公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定を締結したいので、綾瀬市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により提案するものであります。

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 800号線	本蓼川字稻荷山 440番1地先	本蓼川字稻荷山 442番1地先	145.2	2.7	

令和元年6月3日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

綾瀬スポーツ公園整備事業に伴い既存の道路を廃止いたしたく、道路法第10条第3項の規定により提案するものであります。

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 801号線	本蓼川字稻荷山 427番2地先	本蓼川字稻荷山 406番地先	79.6	2.7	

令和元年6月3日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

綾瀬スポーツ公園整備事業に伴い既存の道路を廃止いたしたく、道路法第10条第3項の規定により提案するものであります。

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 806号線	本蓼川字稻荷山 406番地先	本蓼川字稻荷山 389番地先	188.2	1.8	

令和元年6月3日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

綾瀬スポーツ公園整備事業に伴い既存の道路を廃止いたしたく、道路法第10条第3項の規定により提案するものであります。

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 807号線	本蓼川字稻荷山 349番地先	本蓼川字稻荷山 335番地先	191.8	1.8	

令和元年6月3日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

綾瀬スポーツ公園整備事業に伴い既存の道路を廃止いたしたく、道路法第10条第3項の規定により提案するものであります。

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 810号線	本蓼川字稻荷山 284番地先	本蓼川字稻荷山 294番地先	338.0	1.8	

令和元年6月3日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

綾瀬スポーツ公園整備事業に伴い既存の道路を廃止いたしたく、道路法第10条第3項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 810-1号線	本蓼川字稻荷山 285番4地先	本蓼川字稻荷山 262番地先	115.8	1.8 ~2.7	

令和元年6月3日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

綾瀬スポーツ公園整備事業に伴い廃止した道路用地のうち、事業の区域外に残された路線の一部を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 1648-1号線	本蓼川字稻荷山 190番地先	本蓼川字稻荷山 220番地先	220.5	6.7	

令和元年6月3日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

綾瀬スポーツ公園整備事業に伴い取得した道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 1649-1号線	吉岡字芦久保 2366番2地先	吉岡字新道向 483番5地先	1,920.0	4.4 ~ 16.7	

令和元年6月3日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

横須賀市より取得した横須賀水道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

平成30年度綾瀬市一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成30年度綾瀬市一般会計繰越明許費

平成30年度綾瀬市一般会計繰越明許費

款	項	事業名	金額	
2 総務費	1 総務管理費	市民防災活動推進事業	円 5,974,000	
3 民生費	1 社会福祉費	低所得者・子育て世帯プレミアム付商品券発行事業	5,439,000	
4 衛生費	1 保健衛生費	感染症対策事業	79,402,000	
6 農林水産業費	1 農業費	畜産振興事業	155,951,000	
8 土木費	2 道路橋りょう費	市道整備事業	1,809,000	
	3 河川費	河川等水害対策事業	8,360,000	
	4 都市計画費		インターチェンジ事業	27,818,000
			地域振興施設整備推進事業	44,063,000
			街路用地取得事業	14,078,000
9 消防費	1 消防費	消防車両購入事業	11,488,000	

繰越計算書を調製したので報告します。

繰越計算書

翌年度 繰越額	左の財源内訳					
	既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円	円
5,974,000		2,612,000				3,362,000
5,439,000		5,439,000				
79,402,000		39,700,000				39,702,000
155,718,000			155,718,000			
582,000				500,000		82,000
8,360,000						8,360,000
13,525,000			7,507,000		6,018,000	
38,931,000						38,931,000
10,805,000				9,600,000		1,205,000
11,379,000						11,379,000

令和元年6月3日提出

綾瀬市長 古塩政由

平成30年度綾瀬市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成30年度綾瀬市下水道事業特別会計

平成30年度綾瀬市下水道事業特別会計

款	項	事業名	金額
1 総務費	1 総務管理費	雨水管きょ維持管理経費	円 22,616,000
2 事業費	1 下水道整備費	終末処理場建設事業	109,220,000

繰越明許費繰越計算書を調製したので報告します。

繰越明許費繰越計算書

翌年度 繰越額	左の財源内訳					
	既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円	円
16,106,000				16,100,000		6,000
109,220,000		59,780,000		49,400,000		40,000

令和元年6月3日提出

綾瀬市長 古塩政由

平成30年度綾瀬市一般会計継続費繰越計算書について

地方自治法施行令第145条第1項の規定により、平成30年度綾瀬市一般会計継続費繰越計

平成30年度綾瀬市一般会計継

款	項	事業名	継続費 の総額	平成30年度継続費 予算現額		
				予算 計上額	前年度 繰次 繰越額	計
9 消防費	1 消防費	消防本部庁舎 建設工事	円 1,704,506,000	円 186,174,000	円	円 186,174,000
10 教育費	2 小校 学費	落合小学校空調 設備機能復 旧工事	285,801,000	56,294,000		56,294,000
	3 中校 学費	北の台中学校 空調設備機能 復旧工事	387,170,000	62,836,000		62,836,000

算書を調製したので報告します。

続費繰越計算書

支出済額 及び支出 見込額	残額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			
			繰越金	特定財源		
				国 県 支出金	地方債	その他
円	円	円	円	円	円	円
185,994,000	180,000	180,000	180,000			
56,290,000	4,000	4,000	4,000			
57,990,000	4,846,000	4,846,000	1,114,000	632,000	3,100,000	

令和元年6月3日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

平成30年度綾瀬市一般会計事故繰越し繰越計算書について

地方自治法施行令第150条第3項の規定により、平成30年度綾瀬市一般会計事故繰越し繰

平成30年度綾瀬市一般会計事故繰

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担行 為予定額
				支出済額	支出 未済額	
6 農林水 産業費	1 農業費	畜産振興事業	97,125,000 円	円	97,125,000 円	円

越計算書を調製したので報告します。

越し繰越計算書

翌年度 繰越額	左の財源内訳					説明
	既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
		国庫支出金	県支出金	地方債		
円 97,125,000	円	円	円 97,125,000	円	円	強風被害により 工事が年度内 に完了しなかつ たため

令和元年6月3日提出

綾瀬市長 古塩政由

綾瀬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

綾瀬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年綾瀬市条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 3 項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 9 第 1 項の指定都市の長」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年 6 月 3 日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

（提案理由）

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年厚生労働省令第 6 3 号）の改正に伴い、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

綾瀬市火災予防条例の一部を改正する条例

綾瀬市火災予防条例（昭和 37 年綾瀬町条例第 9 号）の一部を次のように改正する。
第 29 条の 5 第 1 号中「作動時間が 60 秒以内」を「種別が 1 種」に改め、同条中
第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

- (6) 第 29 条の 3 第 1 項各号又は前条第 1 項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設
用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有す
る消防の用に供する設備等に関する省令（平成 20 年総務省令第 156 号）第 3
条第 2 項及び第 3 項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例に
より設置したとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年 6 月 3 日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

（提案理由）

住宅用防災機器の設置の免除に関する事項及びその他関係規定について所要の改正
をいたしたく提案するものであります。

工事に関する基本協定の締結について

東名高速道路と交差する綾瀬市道 10 号線寺尾橋及び綾瀬市道 288 号線釜田橋橋りょう修繕工事に関する基本協定を次のとおり締結します。

1 協定の相手方

東京都港区虎ノ門四丁目 3 番 1 号

中日本高速道路株式会社

東京支社長 中 井 俊 雄

2 事業の施行者

中日本高速道路株式会社

3 事業に係る概算総額

199,332,100 円

4 事業箇所

綾瀬市寺尾本町一丁目 182 番 76 地先及び寺尾南二丁目 191 番 2 地先

令和元年 6 月 3 日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

東名高速道路と交差する綾瀬市道 10 号線寺尾橋及び綾瀬市道 288 号線釜田橋橋りょう修繕工事に関する基本協定を締結したいので、綾瀬市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により提案するものであります。

工事委託に関する協定の締結について

令和元年度綾瀬市公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定を次のとおり締結します。

- 1 契約の相手方 日本下水道事業団
東京都文京区湯島二丁目 3 1 番 2 7 号
理事長 辻 原 俊 博
- 2 契 約 金 額 1 8 0 , 0 0 0 , 0 0 0 円
- 3 契 約 の 方 法 随意契約（地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による。）
- 4 履 行 場 所 綾瀬市深谷南 5 丁目 1 3 番 1 号地内
令和元年 6 月 3 日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

（提案理由）

令和元年度綾瀬市公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定を締結したいので、綾瀬市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により提案するものであります。

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 800号線	本蓼川字稻荷山 440番1地先	本蓼川字稻荷山 442番1地先	145.2	2.7	

令和元年6月3日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

綾瀬スポーツ公園整備事業に伴い既存の道路を廃止いたしたく、道路法第10条第3項の規定により提案するものであります。

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 801号線	本蓼川字稻荷山 427番2地先	本蓼川字稻荷山 406番地先	79.6	2.7	

令和元年6月3日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

綾瀬スポーツ公園整備事業に伴い既存の道路を廃止いたしたく、道路法第10条第3項の規定により提案するものであります。

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 806号線	本蓼川字稻荷山 406番地先	本蓼川字稻荷山 389番地先	188.2	1.8	

令和元年6月3日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

綾瀬スポーツ公園整備事業に伴い既存の道路を廃止いたしたく、道路法第10条第3項の規定により提案するものであります。

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 807号線	本蓼川字稻荷山 349番地先	本蓼川字稻荷山 335番地先	191.8	1.8	

令和元年6月3日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

綾瀬スポーツ公園整備事業に伴い既存の道路を廃止いたしたく、道路法第10条第3項の規定により提案するものであります。

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 810号線	本蓼川字稻荷山 284番地先	本蓼川字稻荷山 294番地先	338.0	1.8	

令和元年6月3日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

綾瀬スポーツ公園整備事業に伴い既存の道路を廃止いたしたく、道路法第10条第3項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 810-1号線	本蓼川字稻荷山 285番4地先	本蓼川字稻荷山 262番地先	115.8	1.8 ~2.7	

令和元年6月3日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

綾瀬スポーツ公園整備事業に伴い廃止した道路用地のうち、事業の区域外に残された路線の一部を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 1648-1号線	本蓼川字稻荷山 190番地先	本蓼川字稻荷山 220番地先	220.5	6.7	

令和元年6月3日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

綾瀬スポーツ公園整備事業に伴い取得した道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 1649-1号線	吉岡字芦久保 2366番2地先	吉岡字新道向 483番5地先	1,920.0	4.4 ~ 16.7	

令和元年6月3日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

横須賀市より取得した横須賀水道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

平成30年度綾瀬市一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成30年度綾瀬市一般会計繰越明許費

平成30年度綾瀬市一般会計繰越明許費

款	項	事業名	金額	
2 総務費	1 総務管理費	市民防災活動推進事業	円 5,974,000	
3 民生費	1 社会福祉費	低所得者・子育て世帯プレミアム付商品券発行事業	5,439,000	
4 衛生費	1 保健衛生費	感染症対策事業	79,402,000	
6 農林水産業費	1 農業費	畜産振興事業	155,951,000	
8 土木費	2 道路橋りょう費	市道整備事業	1,809,000	
	3 河川費	河川等水害対策事業	8,360,000	
	4 都市計画費		インターチェンジ事業	27,818,000
			地域振興施設整備推進事業	44,063,000
			街路用地取得事業	14,078,000
9 消防費	1 消防費	消防車両購入事業	11,488,000	

繰越計算書を調製したので報告します。

繰越計算書

翌年度 繰越額	左の財源内訳					
	既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円	円
5,974,000		2,612,000				3,362,000
5,439,000		5,439,000				
79,402,000		39,700,000				39,702,000
155,718,000			155,718,000			
582,000				500,000		82,000
8,360,000						8,360,000
13,525,000			7,507,000		6,018,000	
38,931,000						38,931,000
10,805,000				9,600,000		1,205,000
11,379,000						11,379,000

令和元年6月3日提出

綾瀬市長 古塩政由

平成30年度綾瀬市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成30年度綾瀬市下水道事業特別会計

平成30年度綾瀬市下水道事業特別会計

款	項	事業名	金額
1 総務費	1 総務管理費	雨水管きよ維持管理経費	円 22,616,000
2 事業費	1 下水道整備費	終末処理場建設事業	109,220,000

繰越明許費繰越計算書を調製したので報告します。

繰越明許費繰越計算書

翌年度 繰越額	左の財源内訳					
	既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
円 16,106,000	円	円	円	円 16,100,000	円	円 6,000
109,220,000		59,780,000		49,400,000		40,000

令和元年6月3日提出

綾瀬市長 古塩政由

平成30年度綾瀬市一般会計継続費繰越計算書について

地方自治法施行令第145条第1項の規定により、平成30年度綾瀬市一般会計継続費繰越計

平成30年度綾瀬市一般会計継

款	項	事業名	継続費 の総額	平成30年度継続費 予算現額		
				予算 計上額	前年度 繰越 繰越額	計
9 消防費	1 消防費	消防本部庁舎 建設工事	円 1,704,506,000	円 186,174,000	円	円 186,174,000
10 教育費	2 小校 学費	落合小学校空 調設備機能復 旧工事	285,801,000	56,294,000		56,294,000
	3 中校 学費	北の台中学校 空調設備機能 復旧工事	387,170,000	62,836,000		62,836,000

算書を調製したので報告します。

続費繰越計算書

支出済額 及び支出 見込額	残額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			
			繰越金	特定財源		
				国 県 支出金	地方債	その他
円	円	円	円	円	円	円
185,994,000	180,000	180,000	180,000			
56,290,000	4,000	4,000	4,000			
57,990,000	4,846,000	4,846,000	1,114,000	632,000	3,100,000	

令和元年6月3日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

平成30年度綾瀬市一般会計事故繰越し繰越計算書について

地方自治法施行令第150条第3項の規定により、平成30年度綾瀬市一般会計事故繰越し繰

平成30年度綾瀬市一般会計事故繰

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担行 為予定額
				支出済額	支出 未済額	
6	農林水 産業費	1 農業費	畜産振興事業	97,125,000	97,125,000	
				円	円	円

越計算書を調製したので報告します。

越し繰越計算書

翌年度 繰越額	左の財源内訳					説明
	既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
		国庫支出金	県支出金	地方債		
円 97,125,000	円	円	円 97,125,000	円	円	強風被害により 工事が年度内 に完了しなかつ たため

令和元年6月3日提出

綾瀬市長 古塩政由